

**無人店舗型売店設置を目的とする公有財産（建物）
の貸付けに係る公募型プロポーザル
実施要領**

令和5年10月

**無人店舗型売店設置を目的とした公有財産（建物）の貸付け
に係るプロポーザル審査委員会**

1 業務の目的、プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

(1) 業務の目的

常滑市役所において職員専用エリアにある購買室に、食品等を販売する無人店舗型売店（食品販売が可能な自動販売機も含む）を設置することにより、職員の福利厚生の実現を図ることを目的とする。

(2) プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

購買室に無人店舗型売店を設置するにあたり、貸付価格のみの競争ではなく、販売価格、設備、設置後のアフターサービス等、総合的に判断する必要があるため。

2 業務概要

(1) 業務名

無人店舗型売店設置を目的とする公有財産（建物）の貸付け

(2) 業務場所

愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5 常滑市役所1階購買室

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 貸付期間

令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(5) 貸付料

プロポーザル方式で決定した提案事業者から提案された貸付料

3 実施するプロポーザル方式の型及びその理由

(1) プロポーザル方式の型

公募型プロポーザル方式

(2) 理由

本業務は、提案事業者ごとに特徴があり、広く提案者を募るため公募型を採用した。

4 受託候補者決定までのスケジュール

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| (1) 実施要領のホームページ掲載 | 令和5年10月4日（水） |
| (2) 参加表明書提出期限 | 令和5年10月19日（木）
午後5時15分まで |
| (3) 提案資格の確認通知、提案書提出要請 | 令和5年10月23日（月） |
| (4) 提案書の提出期限 | 令和5年11月2日（木）
午後5時15分まで |
| (5) プレゼンテーション実施 | 令和5年11月13日（月） |
| (6) 審査結果の通知、ホームページ公表 | 令和5年11月17日（金） |

5 提案資格及び手続等

(1) 提案資格

- ア 令和4年度・令和5年度の常滑市における入札参加資格の認定において「食料品」又は「リース・レンタル」で登録のある者であること（ただし、公募時点で登録はないものの、契約締結までに入札参加資格の審査が完了し、認められた場合は、登録のある者とみなす。）。
- イ 法人であり、愛知県内に本店又は支店・営業所を有していること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。
- エ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- オ 参加表明書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの期間において、常滑市指名停止取扱要綱（平成20年要綱第4号）による指名停止の措置を受けていない者であること。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- キ 次の申立てがされていないこと。
- ①破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立て
 - ②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更正手続き開始の申立て
 - ③民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの申立て
- ク 「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月1日付常滑市長・常滑警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ケ その他、本プロポーザルについて、不正または不誠実な行為を行わないことを誓約できる者であること。

(2) 参加表明

本業務のプロポーザルへの参加を希望する者は、前記4（2）に示した指定の日時までに、以下「ア 提出物一覧」に指定する資料を提出し、参加表明を行うものとする。

ア 提出物一覧

- ①参加表明書（様式1）
- ②履歴事項全部証明書の写し又は登記簿謄本の写し
※ 直近3か月以内に発行されたもの
- ③国税、地方税を滞納していないことについて、国及び申込者の所在地における地方公共団体が証明する書類の写し（直近1年度分）
※ 直近3か月以内に発行されたもの
- ④法人の事業概要がわかる資料（会社のパンフレット等）

イ 参加表明書の入手方法

常滑市ホームページからダウンロードする、又は、常滑市職員課研修厚生チームにて交付する。

ウ 提出場所及び提出方法

持参又は郵送にて常滑市職員課研修厚生チームへ1部提出すること。

(3) 質問の提出及び回答

ア 質問書の提出方法

質問がある場合は、質問書（任意様式）を常滑市職員課のメールアドレス宛に電子メールにて提出すること。

やむを得ない事情により、電子メールによる提出ができない場合は、FAXでの提出も可とする。

イ 提出期限

令和5年10月12日（木）正午まで（必着）

ウ 質問書に対する回答

質問に対する回答は、参加表明のあった全事業者に令和5年10月16日（月）正午までに電子メールにて回答する。

6 提案方法

参加表明者の提案資格の確認後、「選定通知書（様式2）」及び「提案書提出要請書（様式3）」の送付を受けた者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案書（様式4）

イ 企画提案書（任意様式）

次の事項を踏まえて提案すること。形式は原則A4版の印刷物とする。

①参加者概要

・参加者の概要（事業内容等）、売店の運営方法及び運営実績等について

②営業時間

・営業時間について

③取扱商品

・商品の種類、価格、季節による変化、取扱商品の特徴について

④食品衛生・安全管理

・食品衛生、品質管理の体制、防犯等店舗運営上の安全管理について

⑤決済方法

・決済方法の種類、キャッシュレス決済であれば使用できるクレジットカードや電子マネーについて

⑥店舗レイアウト

・店舗のレイアウト案について

※ 車椅子の利用に配慮したレイアウトにしてください。

⑦ごみの分別・回収

- ・ごみの分別方法及び回収頻度等について

⑧運用計画

- ・本案件の実施計画、設置・補充・回収等の具体的実施方法、緊急時の対応について

⑨アピールポイント

- ・アピールできる事項又は優位性・特徴のある事項について
(例) 災害時の支援等

ウ 見積書 (任意様式)

1か月の貸付料を記載。消費税及び地方消費税相当額を控除した額を記入。

エ その他参考資料等 (任意様式)

- ・設置する無人店舗型売店のカタログ等
- ・販売する商品の価格表等

(2) フランチャイズ契約により応募する場合の注意点

フランチャイズ契約により応募される場合は以下にご注意ください。
なお、本部が直営で事業運営を行う場合、本項は不要です。

ア 本部が応募し、加盟者へ運営委託する場合

- ・本募集においては、フランチャイズ本部が応募し、加盟者へ運営委託をするような形態も認めるものとしますが、この場合、申込者及び契約者はフランチャイズ本部とし、本事業運営に係る最終責任は本部にあるものとします。
- ・運営委託を請け負う加盟者は法人に限るものとし、委託の相手方については市の承認を得るものとします。

イ 加盟者が単独応募する場合

- ・加盟者としての単独応募も可能ですが、その場合は、以下に注意してください。
 - ① 法人に限り応募が可能です。
 - ② 応募資格は申込者である加盟者側にある必要があります。
 - ③ フランチャイズ本部から使用許諾を受けた商標に係るノウハウ、実績等は本部のものも評価の対象としますが、経営安定性等の評価は、運営事業者たる加盟者のものを対象とします。したがって、「参加者概要」については加盟者のものを使用し、「運営実績」については本部のものと加盟者のものを両方記載してください。なお、提出物の5(2)(ア)①②③は加盟者のものを提出するものとし、④は本部のものと加盟者のものを両方提出してください。

(3) 提出場所及び提出方法

持参又は郵送にて常滑市職員課へ「6(1)ア 提案書(様式4)」1部とその他の提出書類(6(1)イ、ウ、エ)を各8部提出すること。

※郵送の場合は、提出期限必着とする。

(4) 提出期限

令和5年11月2日（木）午後5時15分まで

（5）提案書等の取り扱い

- ア 提案書等提出後の記載内容の変更は認めない。
- イ 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、提出者の負担とし、提出された提案書等は返却しない。
- ウ 提出された提案書等は、受託候補者を特定する目的にのみ使用し、提出者に無断でその他の目的には使用しない。
- エ 提出された提案書等は、必要に応じて複製することもあり得る。

7 審査方法

（1）特定手順

提出された提案書等は、常滑市が設置する審査委員会において、提案書等及びプレゼンテーションの内容により総合的に審査を行い、受託候補者を特定する。

（2）プレゼンテーション（審査委員会）

ア 日時

令和5年11月13日（月）午後2時から

イ 場所

常滑市役所 1階会議室B

ウ 説明時間

30分以内（説明15分 質疑15分）

エ 出席者

2名以内

オ その他

- ・プレゼンテーションの資料は、提出した提案書等の内容とし、追加資料の提出は認めない。ただし、当日動画を使用しプレゼンテーションをする場合はこの限りでない。
- ・提出した提案書等によるプレゼンテーションは、スクリーン等を用いてプレゼンテーションできるものとする。なお、プロジェクター、スクリーン、電源は常滑市が用意する。プレゼンテーションに用いる機器等を持ち込む場合は、前日までに連絡すること。
- ・プレゼンテーションの開始時刻は、後日通知する。

8 評価方法及び評価基準

（1）評価方法

常滑市が設置する審査委員会において、提案書等及びプレゼンテーションの内容により総合的に判断し、（2）の評価基準により審査する。その結果、各委員の点数を合算し平均点を出し、上位1者を受託候補者とする。ただし、最も評価が高かった者が2者以上いる場合は、審査委員会で協議のうえ、順位を決定する。

また、提案事業者が1者の場合は、審査の結果、基準（平均点60点以上

の得点)を満たせば受託候補者とする。

(2) 評価基準

評価項目		評価基準	配点
会社概要・実績等	店舗形態	売店の運営方法は適切か。	5点
	実績	他の売店等の実績はあるか。	
取扱商品・サービス・衛生面	営業時間	営業時間は適切か。	70点
	取扱商品	取扱商品の豊富さ、価格割引があるか。	
	食品衛生・安全管理	食品の管理、運営上の安全管理が適切か。	
	決済方法	決済方法の種類は豊富か。	
	店舗レイアウト	商品の配置、通路幅は適切か。	
	ごみの分別・回収	ごみの分別及び回収について適切か。	
貸付金額		貸付金額は適切か。	5点
運用計画		実施計画、設置・補充・回収の実施方法等は適切か。	10点
アピールポイント		職員の福利厚生につながる提案があるか。	10点
合計			100点

(3) その他

審査委員会は非公開とし、審査の経過や結果など審査に関する問合せには一切応じない。また、異議申立ても一切認めない。

9 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

令和5年11月17日(金)に「特定(非特定)通知書(様式5)」を提案事業者に通知する。

なお、特定されなかった提出者は、書面によりその理由についての説明

を求めることができる。

(2) 審査結果の公表

審査結果については、常滑市のホームページにて公表する。

10 その他留意事項

- ア 企画提案は1事業者1提案とする。
- イ 提出後の提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ウ 参加表明を取下げの場合は、令和5年10月30日(月)午後5時までに常滑市職員課へ電子メールで連絡すること。
- エ 企画提案書に記載された業務執行体制(統括責任者、担当者等)の受託後の変更は、原則認めない。
- オ 提出書類に虚偽があったとき、提案資格を満たさないことが判明したときは、失格とする。
- カ 電子メールの通信事故があった場合でも、常滑市は一切の責任を負わない。
- キ プロポーザルにおいては、本業務に適した受託候補者を選定するのみであり、契約を締結するまでは市と契約関係は生じない。市は、受託候補者との間で、提案書等を踏まえた協議を行なった上で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

11 担当部課及び連絡先

常滑市企画部職員課 研修厚生チーム

〒479-8610 常滑市飛香台3丁目3番地の5

TEL 0569-47-6110

FAX 0569-35-4567

E-mail syokuin@city.tokoname.lg.jp

様式 1

年 月 日

常 滑 市 長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 印

プロポーザル参加表明書

下記の業務について（必要書類を添え）、公募型プロポーザルへの参加を表明します。

記

業務名：無人店舗型売店設置を目的とする公有財産（建物）の貸付け

<誓約事項>

- ・参加表明者は、本公募型プロポーザル実施要領 [5 (1) 提案資格] を全て満たしていること。
- ・参加表明者は、本業務に関する仕様書及び本公募型プロポーザル実施要領に記載された業務内容をすべて承知した上で、企画提案すること。

<添付書類>

- ・本公募型プロポーザル実施要領 [5 (2) ア 提出物一覧] に記載する書類

所属（部署名）	
所属住所	
担当役職名	
担当者氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail アドレス	

様式 2

年 月 日

(商号又は名称)
(代 表 者) 様

常滑市長

選定（非選定）通知書

年 月 日付けで貴社より参加表明書の提出のあった下記の業務について、提案資格を有する者として選定（非選定と）したので通知します。

記

業務名：無人店舗型売店設置を目的とする公有財産（建物）の貸付け

(非選定理由：)

(説明請求期限： 年 月 日)

<連絡先>

所 属：常滑市企画部職員課 研修厚生チーム
担当者：吉原
電 話：0569-47-6110

年 月 日

(商号又は名称)
(代 表 者) 様

常滑市長

提案書提出要請書

下記の業務について、期日までに提案書を提出いただくよう要請します。

記

1. 業務名 無人店舗型売店設置を目的とする公有財産（建物）の貸付け
2. 提出期限 令和 5 年 11 月 2 日（木） 午後 5 時 15 分まで
3. 提出場所 常滑市企画部職員課
(〒479-8610 愛知県常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5)
4. 提出方法 持参又は郵送
※郵送の場合は、配達証明を利用してください。

<連絡先>

所 属：常滑市企画部職員課 研修厚生チーム
担当者：吉原
電 話：0569-47-6110

様式 4

年 月 日

常 滑 市 長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

提 案 書

下記の業務について、提案書を提出します。

記

業務名：無人店舗型売店設置を目的とする公有財産（建物）の貸付け

添付書類：本実施要領〔6（1）提出書類〕に記載する書類

年 月 日

(商号又は名称)
(代 表 者) 様

常滑市長

特定（非特定）通知書

年 月 日付けで貴社より提案書の提出のあった下記の業務
について、審査の結果、受託候補者として特定（非特定と）したので通知しま
す。

記

業務名：無人店舗型売店設置を目的とする公有財産（建物）の貸付け

(非特定理由：)

(説明請求期限： 年 月 日)

<連絡先>

所 属：常滑市企画部職員課 研修厚生チーム
担当者：吉原
電 話：0569-47-6110